

富岡市の公の施設に係る指定管理者制度導入の基本方針

平成 18 年 3 月 27 日策定

平成 20 年 8 月 4 日改正

地方自治法の改正（平成 15 年 9 月 2 日施行）により、公の施設に係る管理の対象を民間事業者等にまで範囲を広げた「指定管理者制度」が導入されたことに伴い、民間の能力やノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上や行政コストの削減等を図るために同制度の導入を前提に検討する。

1 指定管理者導入の検討

指定管理者導入検討の対象施設

個別法令（学校教育法など）により指定管理者制度を導入できない施設を除く全ての公の施設を検討の対象とする。

指定管理者導入の判断基準

公の施設について、導入のための基礎調査を行い、調査結果を基に、行政責任の確保に配慮しながら、次の判断基準に基づき指定管理者導入の検討を行う。

指定管理者への移行

判 断 基 準
ア 民間事業者等の能力やノウハウを活用することにより、市民ニーズに合ったサービスの充実やコストの削減が期待できる。
イ 民間事業者等が同様又は類似するサービスを提供している。あるいは、民間事業者等も行うことが出来る業務である。
ウ 市民との協働や市民主体の管理運営を行うことにより、施設の設置目的の達成や施設の持つ役割を活かすことができる。
エ 利用料金制度を導入することにより、収益が期待できる施設である。
オ 新規に開設する施設。（原則として導入を前提とする。）

直営継続

判 断 基 準
ア 法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がある。
イ 民間事業者等に当該施設の目的を達成できる能力やノウハウが無い。
ウ 市民主体の管理運営を目指す施設であって、管理を任せようとする団体の活動基盤が強固でない場合。
エ 施設の性格等で、行政で行わなければならないなど、市が当面直営で管理運営を行う必要があると認める場合。

2 指定管理者導入の基本的事項

指定管理者の選考方法

指定管理者の選考方法については、原則として公募とする。

ただし、施設の設置目的等を考慮し特定の団体に管理を行わせることが適当であると判断される場合には、公募せず特定の団体を指定することが出来るものとする。

業務内容の検討

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、各施設の目的や態様等に応じて設定する。特に施設管理に合わせて事業を展開する場合は、どこまで任せるのか等十分精査する。

また、使用許可事務及び利用料金制度についても総合的に検討する。

使用許可事務

指定管理者に公の施設の使用許可、許可取り消しなどの行政処分を行わせることが出来る。ただし、使用料の強制徴収、不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可などはできない。

利用料金制度

ア 利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

イ 条例に定められた枠組みの中で、市の承認を得て自ら料金を設定することができる。この場合は、金額の範囲、算定方法等あらかじめ条例で定められた基本的枠組みに従い市の承認が必要。また、必要に応じて、市は指示を行うことが出来る。

指定管理者の自主的努力により利用料金収入の増加や経費節減が期待できる施設において総合的に検討する。

経費の負担

指定管理者が管理を行うために必要な経費を賄う方法は、次のいずれかとする。

ア すべて設置者たる市からの支出金で賄う

イ すべて利用料金で賄う

ウ 一部を市からの支出金で、残りを利用料金で賄う。

指定期間

指定期間については、管理者の管理運営ノウハウの確保等安定した管理体制の確保、指定管理者の初期投資を考慮して複数年とし、施設の性格等により、施設ごとに決める。

ただし、最長で5年を目途とし、再指定は妨げないものとする。

3 指定管理者導入の手続

条例制定等

条例で市の公の施設の管理を指定管理者に行わせる旨を規定し、指定管理者の指定の
手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務範囲、その他必要な事項を定める。

指定管理者の選定

募集の方法

指定管理者の募集にあたっては公募とし、募集要項を作成し、広報とみおか、市ホームページ等により広く周知を行うこととし、原則として1ヶ月以上確保する。

なお、特別な理由により公募が適当でないと認められる場合（事業の継続性、専門性などの観点や現受託団体の実績等から現受託団体を引き続き指定管理者として指定することが最適であると客観的に認められる場合など）には、この限りでない。

募集要項に規定する内容は、施設ごとに実務上必要となる事項を検討することになるが、概ね次のとおりとする。

- ア 対象施設の概要及び運営状況（目的、所在、名称、利用者数、決算状況等）
- イ 施設の管理基準（休館日、開館時間など）及び指定管理者が行う業務の範囲
- ウ 指定期間
- エ 利用料金制の有無
- オ 指定管理料の金額
- カ 応募資格
- キ 提出書類（申請書、事業計画書、収支予算書、定款など）及び部数
- ク 説明会、現地見学会の有無（開催日など）
- ケ 選考の基準（評価項目、書類審査・面接審査など選定方法）
- コ モニタリングの実施
- サ 結果通知
- シ 応募窓口（応募要領の配付場所、申請の受付期間など）
- ス その他市長が必要と認める事項

応募資格

制度の主旨からすると、指定管理者の要件に制限を設けるべきではないが、多少の
限定条件は必要と考える。

- ・ 群馬県内に本社又は支店・営業所・事務所等を有する者
- ・ 国税及び地方税について滞納がない者
- ・ その他必要な事項

指定管理者の選考

指定管理者選定委員会の設置

指定管理者の選定手続の公正性・透明性を確保し、かつ適正な審査を行うため、「富岡市公の施設指定管理者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員は、当該公の施設所管部長及び学識経験者をもって組織し、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

委員長は、必要に応じて前述の委員以外の者を委員とすることができる。

評価基準

次のものを標準とし、施設の特性に応じて、項目の増減や、細目の設定を行う。

- ・ 団体運営の透明性・公正性
- ・ 団体運営における法令等の遵守状況
- ・ 運営実績、安定的な業務遂行能力
- ・ 当該施設設置の目的・機能を最大限に発揮する計画か
- ・ 効率的運営、効率化への取り組み
- ・ 受託への意欲・熱意
- ・ 施設管理への安全性への配慮、危機管理体制
- ・ 利用者への対応（接遇）
- ・ 市民、地域、団体、企業、市との協働及び連携
- ・ 社会的価値の実現への取組（環境、雇用問題など）
- ・ 職員の育成
- ・ 団体の理念・姿勢
- ・ 県内に本社又は支店・営業所等を有するか
- ・ 国税及び地方税について滞納がないか

審査

ア 率直な意見交換が損なわれるおそれがあると想定され、また、具体的な法人の技術情報や信用情報にかかわる内容が取り上げられる可能性があるため、会議そのものは非公開とする。

イ 公募によらない場合にも、評価基準、指定の期間、指定管理者となりうる団体の資格、事業計画、評価基準に基づく評価、協定内容などを審査する。

ウ 必要に応じて、委員会に関係者を出席させ意見等を聴くことができる。

選定結果

ア 委員会は、指定管理者候補者の選定を行ったときは、順位と選定理由を明記して市長に報告する。

イ 指定管理者候補者選定後、速やかに選定結果を応募者全員に通知し、選定理由を公表する。

4 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、議会の議決を要する。

5 指定後の手続

予算措置

指定期間全体に必要な額を債務負担行為で設定することにより、期間内の安定的な管理を確保するとともに、行政の負担の範囲を明確にする。

協定の締結

管理権限は「指定」という行政処分により発生するが、管理業務上詳細な事項は、協定を締結する必要がある。

標準的な協定書の内容は、概ね次のとおりとし、指定期間全体にかかる包括的な協定を締結することとする。ただし、複数年の必要経費算定が難しいなど単年度ごとに実施する内容を具体的に協定で定める必要がある場合は、包括的な協定と単年度協定の両方を締結する。

協定は、双方の協議によって定める。

【基本的事項】

- ・施設の概要（名称、規模、会館時間、休館日など）
- ・指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- ・指定期間
- ・事業計画及び管理経費に関する事項
- ・利用料金（減免含む）に関する事項
- ・個人情報保護に関する事項
- ・情報公開に関する事項
- ・指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項

指定管理者が管理を継続することが適当でないと判断した場合の取り消しは、取り消しの効力発生時期を次の指定管理者の選定に要する期間後とすることが望ましいため、取り消しを行っても効力発生時期までは管理業務を継続することを盛り込む。

また、従来 of 指定管理者に対し、新指定管理者に管理運営に必要な事項等について引継ぎを行う義務を課すための事項を盛り込む

- ・事故及び損害の賠償に関する事項（利用者 と 指定管理者、市 と 指定管理者、利用者 と 市）
- ・事故報告に関する事項
- ・苦情処理に関する事項
- ・事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
- ・モニタリングに関する事項
- ・その他市長が必要と認める事項

事業報告書の提出及び指定管理者の指導

指定管理者は、毎年度終了後に、その管理する当該施設の管理業務の適正を期するため、管理業務の実施状況、利用状況、収支状況などを記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

所管課は、事業報告書等を精査して、管理状況を把握するとともに、必要に応じて指定管理者を指導する。

事業計画書の提出

指定期間のうち、2年目以降における毎年度の詳細な事業計画については、予算編成までに指定管理者と設置者が協議し確定させるものとする。

6 指定管理者が管理する公の施設で事故があった場合の損害賠償請求等の対応

以下のことを踏まえて、協定締結時に明示する。

市が設置した施設自体の瑕疵により損害が生じた場合

市に損害賠償義務が生じる。(国家賠償法第2条)

ただし、指定管理者が行った維持補修等に原因がある場合には、指定管理者に損害賠償義務が生じる場合もある。(民法第709条)

施設の管理に瑕疵があり、損害が生じた場合

指定管理者の管理に過失があった場合、指定管理者には損害賠償義務が生じる。(民法第709条)

また、市にも損害賠償義務が生じる。(国家賠償法第2条)

したがって、損害を被った者は、指定管理者と市とのどちらを相手に損害賠償しても良い。

損害賠償に関する市と指定管理者との関係

指定管理者と市との両方に損害賠償義務が生ずる場合、損害を被った者の請求に応じてどちらかが損害賠償金を支払った場合には、市と指定管理者との事故に対する責任の割合に応じて、相手方に対し、求償を行うことになる。

7 評価の実施

指定管理者による管理が良好に行われているか確認するため、指定管理者の評価を行う。評価の実施にあたっては、評価基準や手順を規定した手引き等を作成するものとする。

指定管理者導入フロー

